

第3号様式（第6条第1項関係）

市長	副市長	部長	課長	主幹・副主幹	主査・主査補	班員
付議・報告部課						

平成30年3月6日

会議結果報告書（行政経営戦略会議）

1 日時及び場所

平成30年3月6日（火）午前9時30分～ 本庁舎3階特別会議室

2 出席者

社会福祉課 斉藤課長、山崎主査

3 件名

白井市第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画の策定について

4 会議結果

- 案のとおり決定する。
- 一部修正の上、決定する。
- 継続して検討する。
- 案を否決する。
- 報告を了承する。

5 会議内容

・新たな事業がいくつかあるが、総合計画との整合性は取れているのか。
 →地域生活支援拠点等の整備については、総合計画に位置づけており、その中で、グループホームや短期入所サービスを行うことになっている。新たに始まる定着支援などの法定サービスについては、事業の実施義務があり、児童発達支援センターの設置については、こども発達センターの運営方法の見直しにより検討する。

・新規事業に伴う事業費は、スクラップ&ビルドの徹底を図り、予算を確保すること。
 →こども発達センターが児童発達支援センターに移行することにより報酬単価が増加するため、予算の確保を図りながら検討していく。

・新規の法定サービスの費用は、平成30年度予算に計上しているのか。
 →新規サービスの報酬単価が未定であったため、平成30年度当初予算には計上していない。予算が不足する場合は、補正予算で対応することとなる。

備考 会議内容を簡潔に記載すること。

『白井市第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画』の概要

1 計画策定

『白井市第4期障害福祉計画』が平成29年度で終了することから、『白井市第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画』を新たに策定しました。

本計画は、障害者総合支援法第88条に規定する「市町村障害福祉計画」及び児童福祉法第33条に規定する「市町村障害児福祉計画」であって、「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」に即して、「障害福祉サービス等」及び「障害児通所支援等」の提供体制の確保に係る目標や、サービスの必要量の見込みなどを策定するものです。

(1) 市の計画体系における位置付け

本計画は『白井市第5次総合計画』及び健康・福祉分野の基幹計画である『白井市第2次地域福祉計画(しろい支え愛プラン)』を上位計画とする、事業レベルの個別計画であって、障がい福祉施策に関する基本的な計画である『白井市障害者計画』との緊密な連携のもとに推進していきます。

また、その他の個別計画や、国・県の関連計画等と整合・連携を確保します。

(2) 計画期間

本計画の計画期間は、国の指針に基づき、平成30年度から平成32年度までの3年間とします。

2 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の概要

(1) 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等について

障害福祉サービス等は、障害者総合支援法に基づき、身体障がい、知的障がい、精神障がい、難病などによって日常生活に制限が生じ、介護や就労支援を必要とする人を主な支援対象として支給されるサービスです。

障害福祉サービス等は、「介護給付」と「訓練等給付」から成る「指定障害福祉サービス」と、「相談支援」及び「地域生活支援事業」で構成されています。

また、障害児通所支援等は、児童福祉法に基づき、障害のある児童や発達に心配がある児童を主な支援対象として支給されるサービスで、療育の提供や相談などの支援を行います。

支援対象者は、必要に応じて利用したいサービスを選び、市に支給の申請を行います。

申請が認められ、必要な障害支援区分が認定されると、それに基づきサービスの支給量が決定されます。支給決定後、利用者は事業者と契約を結び、サービスの利用を開始することができます。

サービスの大枠の概要は以下のとおりです。

① 指定障害福祉サービス

指定障害福祉サービスは、その性質によって上記の2区分にわけられますが、提供の形態によっては「訪問系サービス」、「日中活動系サービス」及び「居住系サービス」の3つに大別されます。

訪問系サービスは、介護給付のうち、ホームヘルパーが自宅等を訪問するなどして提供されるサービスです。自宅で入浴、排せつ、食事の介護等を行う「居宅介護」や、視覚障害のため移動に著しい困難を有する人に必要な情報提供や移動の援護等を行う「同行援護」などがあります。

日中活動系サービスは、施設等で昼間に提供されるサービスです。このうち介護給付としては、介護とともに創作的活動や生産活動の機会を提供する「生活介護」などがあります。また、訓練等給付としては、自立した生活に向けて一定期間身体機能や生活能力の向上のために必要な訓練を行う「自立訓練（機能訓練・生活訓練）」や、一般企業等での就労が困難な人に働く場を提供する「就労継続支援（A型・B型）」などがあります。

居住系サービスは、施設等で夜間に提供されるサービスです。共同生活を行う住居で相談や日常生活上の援助を行う「共同生活援助（グループホーム）」などがあります。

② 相談支援

相談支援は、障害福祉サービス等の支給申請に当たり必要となる「サービス等利用計画案」の作成や支給決定後の事業者との連絡調整等を行う「計画相談支援」及び地域生活への移行や定着を支援する「地域移行支援」、「地域定着支援」を行います。

③ 地域生活支援事業

地域生活支援事業は、市町村が主体となり、利用量などの具体的な内容を利用者の状況に応じて柔軟に決定できるサービスです。必須事業と任意事業に分かれており、必須事業としては、聴覚その他の障がいのため意思疎通に支障がある人に手話通訳・要約筆記者の派遣等を行う「意思疎通支援」や、屋外での移動が困難な障がいのある人の外出を支援する「移動支援」などがあります。また、任意事業としては、本市では、サービス提供事業所などで日中活動の場の提供等を行う「日中一時支援事業」等を展開しています。

④ 障害児通所支援等

障害児通所支援等は、18歳未満の障がいのある子どもを対象としており、通所利用で児童に療育の場を提供する「児童発達支援」や、学校に就学している障害児の放課後や休暇中に生活能力向上のための訓練等を提供する「放課後等デイサービス」などの「障害児通所支援」のほか、「障害児相談支援」、「障害児入所支援」を含みます。

3 計画の基本方針

前節に掲げた目標像の実現をめざし、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保を推進していくうえでの基本的な方針として、国の基本指針の基本的理念及び白井市第4期障害福祉計画の基本的考え方との整合を図ったうえで、次の5点を基本方針として設定します。

① 障がいのある人等の自己決定の尊重と意思決定の支援

障がいのある人等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障がいのある人等が、障害福祉サービスやその他の支援を受けつつ自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の整備を進めます。

② 障がい種別によらない一元的なサービスの実施等

障害福祉サービスの対象となる人の範囲を、「身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、難病患者等であって18歳以上の人」と「障がい児」として、サービスの充実を図ります。また、発達障がい者、高次脳機能障がい者及び難病患者については、引き続き、障害者総合支援法に基づく給付対象となっていることの周知を図り、サービスの利用を促します。

③ 地域生活への移行、継続及び就労等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障がいのある人等の自立支援の観点から、福祉施設や病院への入所・入院から地域生活への移行、地域生活の継続及び就労等の課題に対応したサービス提供の体制を整え、障がいのある人等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域生活支援の拠点づくりなど、地域の社会資源を最大限に活用し、提供体制の整備を進めます。

④ 地域共生社会の実現に向けた取り組み

市民が「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいとともに創り高め合う地域共生社会の実現に向けた仕組みづくりや、地域の実情に応じた柔軟なサービスの確保、専門的な支援を必要とする人（医療的ケアを必要とする障がい児等）のための包括的な支援体制の構築などを進めます。

⑤ 障がい児の発達支援

障がい種別にかかわらず、質の高い専門的な発達支援を行う障害児通所支援等の充実を図ります。また、障がい児のライフステージに沿って、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。さらに、障がい児が保育、教育等の支援を受けられるようにすることで、障がいの有無にかかわらず、全ての児童がともに成長できるよう、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を進めます。

4 成果目標

国の基本指針では、障害のある人等の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援といった課題に対応するため、「福祉施設入所者の地域生活への移行」、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」、「地域生活支援拠点等の整備」、「福祉施設から一般就労への移行」及び「障害児支援の提供体制の整備等」についての成果目標を設定することとしています。

本市では、国の基本指針を踏まえ、以下のとおり成果目標を設定します。

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

【国指針の主旨】

- ・平成 28 年度末時点の福祉施設の入所者の 9 %以上が地域生活に移行。
- ・平成 32 年度末時点の入所者数を同 28 年度末時点の入所者数から 2 %以上削減。
- ・第 4 期障害福祉計画の目標値が達成されない見込みのときは、その未達成割合を目標値に加える。

【成果目標】

項目	数値等	備考（考え方）
平成 28 年度末入所者数（A）	24 人	
【目標値】地域生活移行者数（B）	3 人 (12.5%)	Aのうち、平成 32 年度末までに地域生活へ移行する人の目標数（Aの 9%以上）
新たな施設入所支援利用者数（C）	2 人	平成 32 年度末までに新たに施設入所支援が必要な利用人員見込み
平成 32 年度末の入所者数（D）	23 人	平成 32 年度末の利用人員見込み [A - B + C]
【目標値】入所者数減少見込み	1 人 (4.2%)	差し引き減少見込み数 [A - D]（Aの 2%以上）

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

【国指針の主旨】

- ・平成 32 年度末までに、すべての市町村に、保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置（市町村単独での設置が困難な場合には、複数市町村による共同設置も可）。

【成果目標】

項目	数値等	備考
【目標】保健・医療・福祉関係者による協議の場	設置	設置の形態は今後検討します。

（
3）
地

域生活支援拠点*等の整備

【国指針の主旨】

- ・地域生活支援拠点（または面的な支援体制）について、平成 32 年度末までに、各市町村または各圏域に少なくとも 1 つ整備。

【成果目標】

項目	数値等	備考
【目標値】地域生活支援拠点設置数	1 か所	拠点となる施設を中心に、地域のネットワーク構築を図ります。 なお、平成 30 年度に市内に 1 か所新設される見込みです。

(4) 福祉施設から一般就労への移行

【国指針の主旨】

- ・障害者の福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて平成 32 年度中に一般就労に移行する人数を同 28 年度の移行実績の 1.5 倍以上とする。
- ・就労移行支援事業の平成 32 年度末時点における利用者数が、同 28 年度末時点における利用者数から 2 割以上増加。
- ・一般就労移行者数及び就労移行支援事業利用者数について、第 4 期障害福祉計画の目標値が達成されない見込みのときは、その未達成割合を目標値に加える。
- ・就労移行支援事業所のうち、就労移行率 3 割以上の事業所を全体の 5 割以上とする。
- ・就労定着支援事業による支援開始から 1 年後の職場定着率を 8 割以上とする。

【成果目標】

項目	数値等	備考（考え方）
平成 28 年度の年間一般就労者数（A）	9 人	平成 28 年度に福祉施設を退所し、一般就労した人の数
【目標値】平成 32 年度の年間一般就労者数	14 人 (156%)	平成 32 年度に施設を退所し、一般就労すると見込まれる人の数(Aの 1.5 倍以上)
平成 28 年度末の就労移行支援事業利用者数（B）	16 人	
【目標値】平成 32 年度末の就労移行支援事業利用者数	20 人 (125%)	(Bの 1.2 倍以上)
【目標値】就労移行率 3 割以上の就労移行支援事業所の割合	50%	(市内の就労移行支援事業所数の 5 割以上)
【目標値】就労定着支援の開始から 1 年後の職場定着率	80%	(前年度に就労定着支援事業による支援を受け始めた人の 8 割以上)

(5) 障害児支援の提供体制の整備等

【国指針の主旨】

- ・平成 32 年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも 1 箇所以上設置（市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置も可）。
- ・平成 32 年度末までに、すべての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築。
- ・平成 32 年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも 1 箇所以上確保（市町村単独での確保が困難な場合には、圏域での確保も可）。
- ・医療的ケア児が適切な支援を受けられるよう、平成 30 年度末までに、各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置（市町村単独での設置が困難な場合には、県が関与した上で、圏域での設置も可）。

【成果目標】

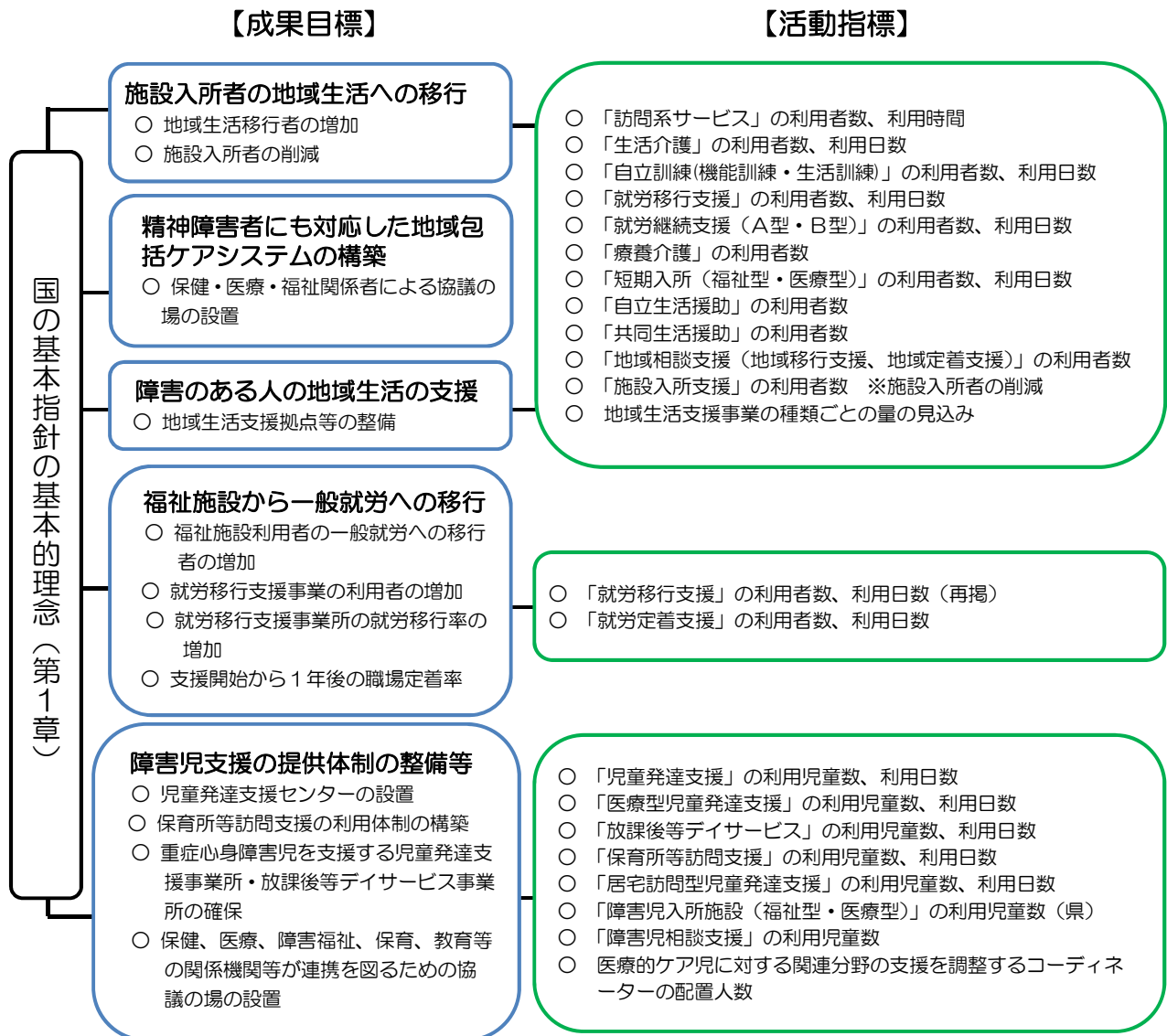
項目	数値等	備考
【目標値】児童発達支援センター設置数	1 箇所	平成 32 年度末までに設置することを目標とし、設置の形態は今後検討します。
【目標】保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	実施	市こども発達センターにおける保育所等訪問支援の実施を目標とします。
【目標値】主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所数	1 箇所	近隣自治体と連携し、平成 32 年度までに確保することを目標とします。
【目標値】主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所数	1 箇所	近隣自治体と連携し、平成 32 年度までに確保することを目標とします。
【目標】医療的ケア児支援のための関係機関による協議の場	設置	平成 30 年度末までに設置することを目標とし、設置の形態は今後検討します。

5 計画の内容（各サービスの見込み量等）

（1）活動指標について

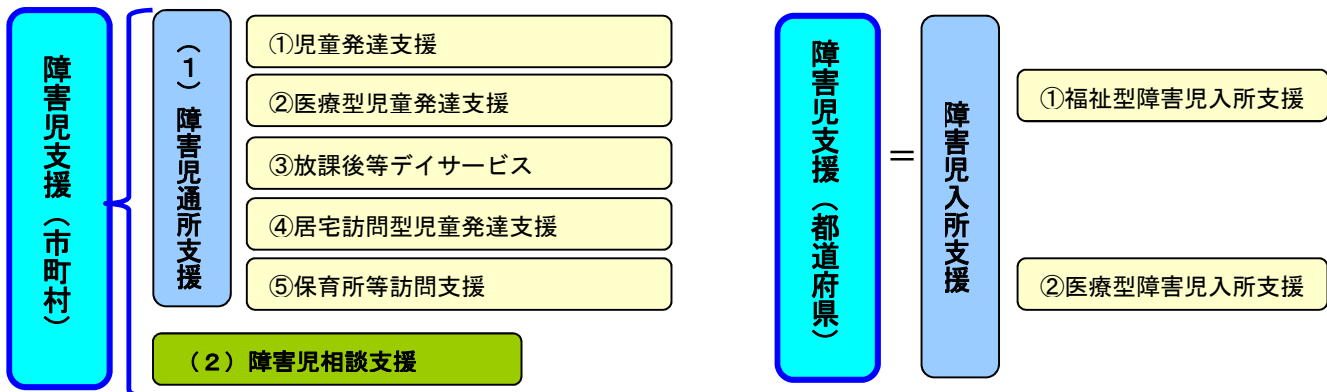
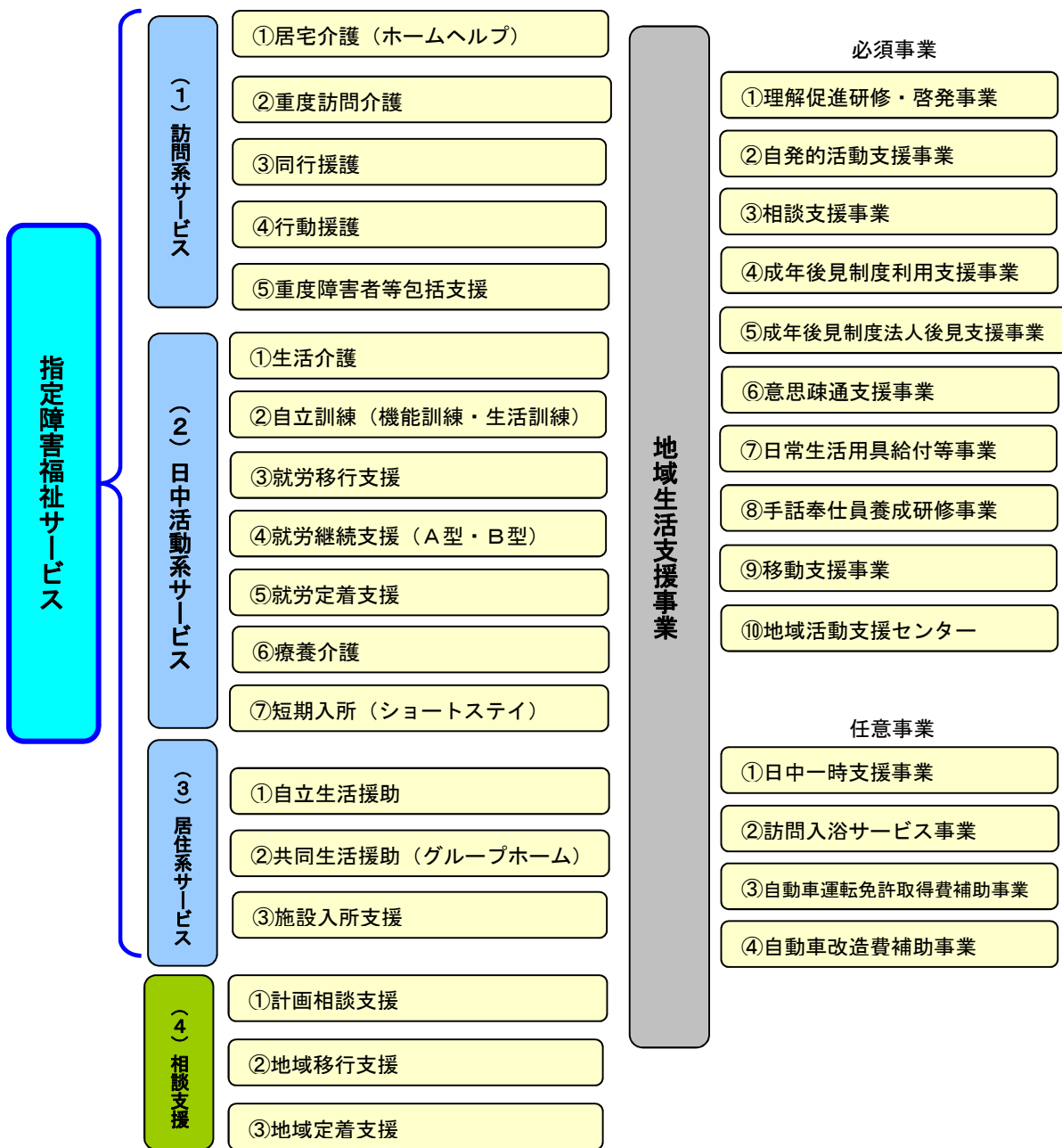
活動指標の項目は国の基本指針により項目が規定されています。

「成果目標」と「活動指標」の関係については図のとおりです。また、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の体系については、次のページの図のとおりです。



資料：「障害福祉計画策定に係る実態調査及びPDCAサイクルに関するマニュアル」改訂版（厚生労働省、平成26年6月）を改変

■障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の体系



6 指定障害福祉サービス・相談支援の見込み

◇第5期「見込み量」・「実施見込み」一覧

■指定障害福祉サービス・相談支援の見込み

区分		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	
訪問系サービス（合計）		2,538 時間/月 47 人/月	2,646 時間/月 49 人/月	2,754 時間/月 51 人/月	
日 中 活 動 系	生活介護	1,520 人日/月 80 人/月	1,558 人日/月 82 人/月	1,577 人日/月 83 人/月	
	自立訓練（機能訓練）	12 人日/月 2 人/月	18 人日/月 3 人/月	18 人日/月 3 人/月	
	自立訓練（生活訓練）	153 人日/月 17 人/月	153 人日/月 17 人/月	162 人日/月 18 人/月	
	就労移行支援	270 人日/月 18 人/月	285 人日/月 19 人/月	300 人日/月 20 人/月	
	就労継続支援（A型）	204 人日/月 12 人/月	238 人日/月 14 人/月	272 人日/月 16 人/月	
	就労継続支援（B型）	880 人日/月 55 人/月	880 人日/月 55 人/月	912 人日/月 57 人/月	
	就労定着支援	12 人日/月 6 人/月	12 人日/月 6 人/月	12 人日/月 6 人/月	
	療養介護	1 人/月	1 人/月	1 人/月	
	短期入所	福祉型	45 人日/月 5 人/月	45 人日/月 5 人/月	54 人日/月 6 人/月
医療型		0 人日/月 0 人/月	0 人日/月 0 人/月	0 人日/月 0 人/月	
居 住 系	自立生活援助	1 人/月	1 人/月	1 人/月	
	共同生活援助	28 人/月	29 人/月	35 人/月	
	施設入所支援	24 人/月	24 人/月	23 人/月	
相 談 支 援	計画相談支援	19 人/月	21 人/月	23 人/月	
	地域相談 支援	地域移行支援	2 人/月	2 人/月	2 人/月
		地域定着支援	1 人/月	1 人/月	1 人/月

* 人日/月…日利用人員×月当たりの平均利用日数＝月間の延べ利用日数

■障害児通所支援等の見込み

<障害児通所支援>

区分		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
日 中 活 動 系	児童発達支援	562 人日/月 125 人/月	585 人日/月 130 人/月	607 人日/月 135 人/月
	医療型児童発達支援	0 人日/月 0 人/月	0 人日/月 0 人/月	0 人日/月 0 人/月
	放課後等デイサービス	1,131 人日/月 145 人/月	1,248 人日/月 160 人/月	1,365 人日/月 175 人/月
	居宅訪問型児童発達支援	0 人日/月 0 人/月	0 人日/月 0 人/月	6 人日/月 3 人/月
	保育所等訪問支援	0 人日/月 0 人/月	0 人日/月 0 人/月	43 人日/月 21 人/月

<障害児相談支援>

区分		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
相談 支援	障害児相談支援	11 人/月	13 人/月	15 人/月

<医療的ケア児に対する支援>

区分	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	0 人	0 人	1 人

<子ども・子育て支援等における障がい児受け入れ>

区分	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
①保育所	23 人	23 人	23 人
②認定子ども園	2 人	2 人	2 人
③幼稚園	6 人	8 人	8 人
④放課後健全育成事業	7 人	7 人	7 人
⑤事業所内保育	2 人	2 人	2 人
⑥その他（小規模保育所等）	0 人	1 人	1 人

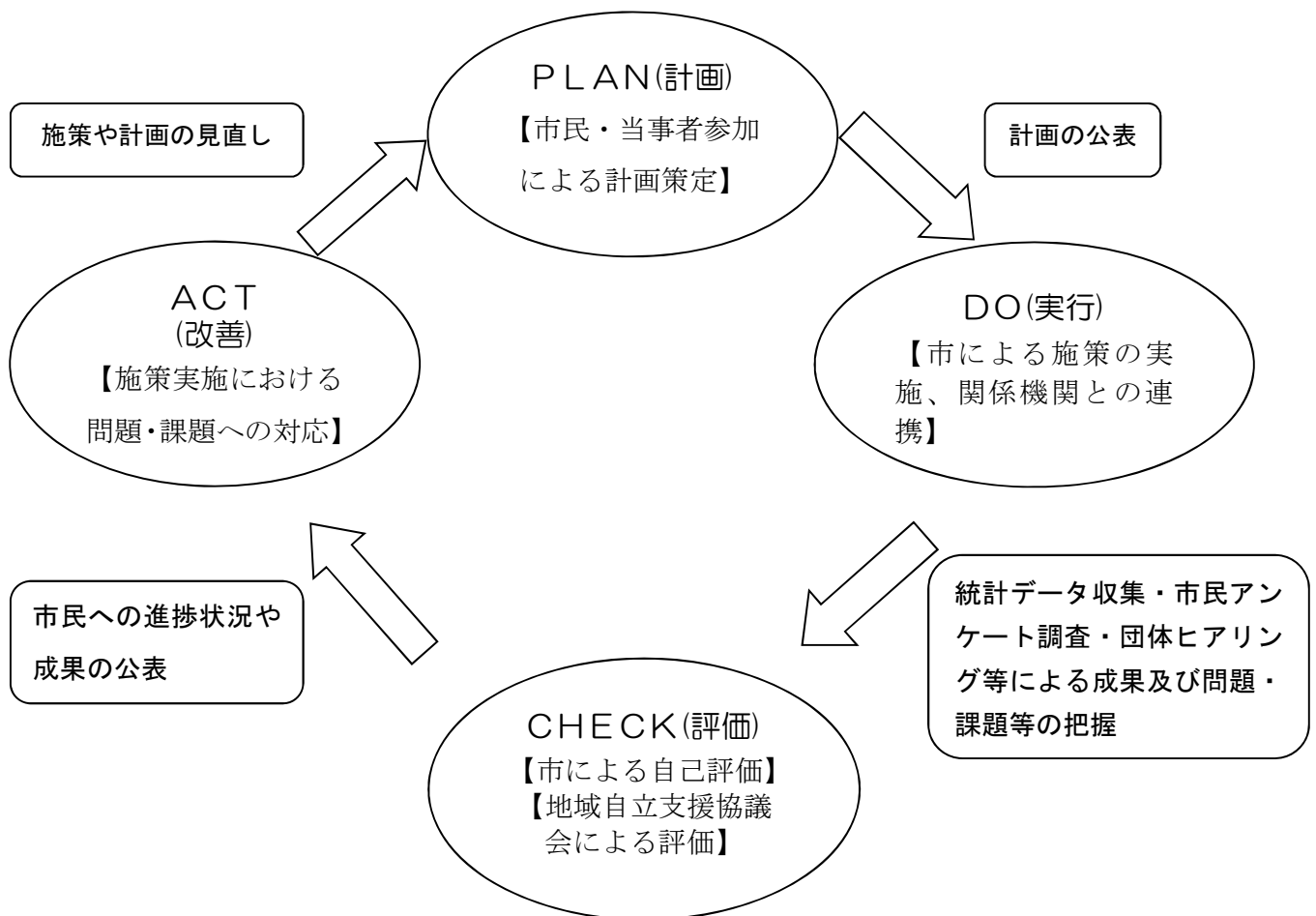
<任意事業分>

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
(1) 日中一時支援事業	43 人/月	46 人/月	49 人/月
(2) 訪問入浴サービス事業	2 人/月	2 人/月	2 人/月
(3) 自動車運転免許取得費補助事業	1 人	1 人	1 人
(4) 自動車改造費補助事業	2 人	2 人	2 人

7 推進・進行管理（評価）の具体的手法

本計画の円滑かつ確実な実施を図るため、関係機関等の連携に努めるとともに、計画に定める成果目標（数値目標）や活動指標（各サービス見込み量等）に関する事業等の実施、進捗状況（利用者数・利用日数等）については、「白井市地域自立支援協議会」等で定期的に、点検・把握、評価を行っていくものとします。

計画の進行管理のイメージ図



参 考 資 料

資料 1 計画策定までの経過

年	月 日	事 項	内 容
平成 28 年	9 月 21 日	第 1 回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・委嘱状の交付 ・委員長及び副委員長の選出 ・「白井市障害者計画等策定方針」について ・白井市第 4 期障害福祉計画の進捗状況について ・アンケート調査実施方針（案）について
	11 月 9 日	第 2 回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・アンケート調査票（案）及び調査対象者について
	12 月 21 日	第 3 回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・アンケート調査票（案）及び調査対象者について
平成 29 年	1 月 13 日～ 2 月上旬	「計画策定に向けたアンケート調査」実施	
	3 月 29 日	第 4 回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・アンケート調査の結果について ・障がい者団体等ヒアリング実施方針（案）について
	4 月 12 日～ 28 日	「計画策定に向けた障がい者団体等ヒアリング調査」実施	
	7 月 5 日	第 5 回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・アンケート調査の結果について ・障がい者団体等ヒアリング調査の結果について ・国の基本指針及び計画の骨子案について
	8 月 23 日	第 6 回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・第 4 期障害福祉計画の進捗状況について ・第 5 期障害福祉計画・第 1 期障害児福祉計画の素案について
	9 月 20 日	第 7 回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・第 5 期障害福祉計画・第 1 期障害児福祉計画の素案について
	11 月 1 日	第 8 回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・第 5 期障害福祉計画・第 1 期障害児福祉計画の素案について
	1 月 17 日～ 2 月 6 日	計画案についての市民意見等募集（パブリック・コメント）実施	